

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG（第6回）

議事録

日時：平成28年5月31日（火） 10:00～11:50

場所：経済産業省 別館9階 944各省庁共用会議室

議題：

- (1) ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）について
- (2) ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて
- (3) ガス小売事業者が作成する保安業務規程について
- (4) その他

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第6回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG」を開催いたします。

議事進行につきましては、倉淵座長よりお願いいたします。

○倉淵座長 おはようございます。

前回は、「ガス事業者間の連携・協力に関するガイドライン」、「ガス小売事業者が作成する保安業務規程」などについて御審議いただきました。委員の皆様からさまざまな御意見をいただきましたので、今回はその内容を踏まえて再度御審議いただくとともに、これまでのWGでの審議経過を取りまとめた報告書について御審議いただきます。

審議に当たり、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 まず本日は、WGの定足数に達していることを御報告いたします。また本日は、西部ガス株式会社執行役員供給部長下村彰様、一般財団法人日本ガス機器検査協会教育講習部長の森下浩二様にオブザーバーとして御出席いただいております。続きまして、配付資料の確認をいたします。

「配付資料一覧」のとおり資料1～資料4—4まで、また参考資料1～参考資料6まででございます。委員の皆様のお机の上に置いていますiPadにより電子媒体を御覧いただく形式とさせていただきます。御不明な点がございましたら、事務局まで御連絡ください。

○倉渕座長　それでは、本日の議事に先立ちまして「平成28年熊本地震における都市ガス事業者の初動・復旧対応状況」について、日本ガス協会金子専門委員から説明をお願いいたします。

○金子専門委員　ありがとうございます。それでは、参考資料1を用いまして説明をさせていただきます。前回（4月26日）の、このWGで中間報告をさせていただきました、熊本地震における都市ガス事業者の対応状況について御説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。御存知のとおり、今回の地震の特徴は震度7クラスの地震が2度発生したということでもあります。4月16日に発生した本震ではマグニチュード7.3を記録しており、前震と呼ばれている4月14日の地震と比べても規模の大きな地震が起きたということが言えます。

この図は、震度階の分布を示したもので、右側の表にありますように、西部ガスの供給エリアには赤字で示した行政区が多数含まれております。

3ページを御覧ください。左の地図は、前回もお示ししたものです。右の表に本震によって観測された最大加速度、最大S I値を追記しております。供給停止をした西部ガス熊本支社管内では、最大加速度1,476gal、最大S I値135kineと突出した値が記録されています。

4ページを御覧ください。この図も前回御説明しましたが、赤く塗った部分では60kine以上のS I値を記録したため、二次災害防止のために供給を停止いたしました。青く塗った部分はガス管や建物の耐震性が高い地域、いわゆる高耐震ブロックで、供給停止判断基準を80kineまで引き上げる特例措置が採られていたため供給が継続されました。

5ページを御覧ください。4月14日～4月20日までの対応状況は前回も御報告しましたが、本震発災直後に日本ガス協会の救援体制が敷かれ、救援隊が派遣されました。救援隊は、現地に到着し次第西部ガス復旧隊と連携して被害状況調査等復旧作業を開始しました。この間、西部ガスでは、4月17日に移動式ガス発生設備による病院等への臨時供給を開始、また4月19日に低圧の閉栓作業を完了し、4月20日には供給再開を希望する全ての中圧のお客様への供給を再開いたしました。

6ページを御覧ください。4月21日に低圧復旧完了の見込みを5月8日と発表いたしました。その後の作業が進む中で、より早期の復旧に目途が立ったことから、4月27日の時点で復旧完了見込みを4月30日に前倒しすることを公表いたしました。発災当日から数えて15日目の4月30日には、予定通り低圧導管網の復旧を完了しました。

ただ、御不在のお客様が多数存在したことから、内管修繕と開栓隊の応援を5月3日まで延長し、予定の作業を終えて5月3日に日本ガス協会対策本部を解散いたしました。

当初は、西部ガス復旧隊と日本ガス協会復旧応援隊を合わせて約3,600名体制で復旧を開始しました。その後、復旧の進捗状況に応じて必要な要員を増員し、ピークとなった4月25日には約4,600名体制で復旧活動を行っています。

また、復旧までのお客様支援策として、広域融通を含む127台の移動式ガス発生設備を現地に搬入し、病院等の優先需要家に対応しました。ただ、本支管の早期復旧による設置が不要になったことや、設置スペースが確保できないといった理由で実際に設置されたのは34件にとどまりました。

また、カセットコンロ2万台を手配し、お客様の御要望に応じた戸別配付、また自治体等を通じた避難所等への配付を行いました。

7ページを御覧ください。初動・復旧の状況を時系列に御紹介いたします、左の写真は、導管網の健全性確認、修理に先立って全てのお客様宅を訪問して、メーター上流側のガス栓を閉止する作業です。中央の写真は、導管網を復旧に適した規模にするためバルブの閉止やガス管の切断により、お客様件数で2,000件～3,000件程度の地域に分割する工事です。右の写真は、分割された地域単位で導管網を検査し、もし被害を受けている箇所があれば修繕をする工事を示したものです。

8ページを御覧ください。前のページで説明した作業と並行して、救急指定病院などの社会的重要度が高いお客様には、左の写真のように移動式ガス発生設備を使った臨時供給を行います。中央の写真は、導管網の健全性が確認できた地域から順に地区ガバナを再稼働して低圧導管網にガスを送り込んでいる様子です。その後、右の写真のように全てのお客様宅を訪問し、メーター下流側のガス管の健全性と給排気設備の確認を行い、ガスを安全にお使いいただけることを確認した上で開栓をします。

9ページを御覧ください。今回の復旧体制を図示したものです。対策本部の指揮下に九州の各事業者を含む西部ガス隊と、それ以外のガス事業者から派遣された日本ガス協会救援対策隊が組織されました。

各隊は、原則として分担された地域での復旧に当たりましたが、復旧の進捗状況によって随時相互応援を行うなど、連携してガス導管の修繕、閉開栓などの復旧作業に当たりました。また、食料、宿泊、広報、ITなどの後方支援を行う総務隊等も現地で対応に当たりました。

なお、この図で「導管対策隊」、「顧客対策隊」といった組織の名称については、今回実際に使用されたものとは少し異なりますが、「連携・協力ガイドライン（案）」に記載されている名称で表現させていただいたものです。

次のページ以降で、西部ガス隊、日本ガス協会救援対策隊の要員数を説明いたします。10ページを御覧ください。まず、西部ガスの復旧隊になります。表の下半分に青字で示す顧客対策隊は、電話対応や保安閉開栓を担当しました。導管対策隊と同程度の要員数が、主として営業部門から配置されております。なお、今回の本震では供給継続地区がごくわずかであったため、顧客対策隊のもう一つの担当であるマイコンメーターの復帰作業はほとんど発生いたしませんでした。

11ページを御覧ください。こちらは、日本ガス協会が派遣した復旧救援要員を、これまでの地震と今回の熊本地震で比較したグラフになります。横軸が発災日から数えた経過日数、縦軸が救援要員数をあらわしています。今回は、過去の地震と比べて早期に大規模な救援対策隊を投入し復旧に当たることができたと考えています。

12ページを御覧ください。これは、過去に起きた大地震と今回の熊本地震の復旧状況です。地震によって被害状況や復旧の環境が異なるので単純な比較はなかなかできませんが、熊本地震では復旧日数が約15日間、早期に復旧を完了しております。

13ページを御覧ください。これは西部ガスのホームページやツイッターに寄せられたお客様の声を抜粋したものです。御覧いただくとわかるように、多くの感謝や慰労のお言葉をいただきました。ガス業界全体でやりがいや励みに感じるお言葉をたくさんいただきました。一方で、上から4件目の例にあるように、PRの方法などについては少し改善が必要ではないかといった御意見もいただいております。今後の参考にさせていただきたいと考えております。

以上で、熊本地震における都市ガス事業者の対応状況についての報告を終わりますが、ここで、本日オブザーバーとして参加している西部ガスより一言御挨拶を申し上げたいと思います。

○下村オブザーバー 皆様こんにちは。西部ガスの下村でございます。

平成28年熊本地震では、二次災害防止のために揺れの非常に激しかった熊本地域でガスの供給を止めざるを得ず、多くのお客様に御迷惑をおかけいたしましたことに、この場を借りまして、改めておわび申し上げます。すみません。座って説明をさせていただきます。西部ガスは、グループの総力を結集いたしまして、また全国のガス事業者から多くの応援

を得ながら供給再開を目指して邁進いたしました。その結果、4月30日には都市ガスの復旧を完了させることができました。

その間、お客様には御不便をおかけしたことは紛れもない事実でございます。ただ、1戸ずつ丁寧にガスの供給を再開する中、先ほどガス協会から説明がありましたように、お客様から温かいお言葉をたくさん頂戴いたしました。そのことが、我々の士気の高揚につながったというのも事実でございます。また、経済産業省様からもいろいろな局面におきまして多大なる御支援を頂戴いたしました。この場を借りまして、改めて御礼申し上げます。

西部ガスは、今回の熊本地震での経験を踏まえ、今後も地震対策に取り組んでまいりますので、御支援のほどをどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。発言のある方は、いつものようにネームプレートを立てていただくとわかりやすいと思います。吉川委員お願いいたします。

○吉川委員 御説明ありがとうございます。

11ページの象徴的な折れ線グラフにあったように、今回は復旧活動も迅速に行われたということに、関係者の皆様の御努力を本当にお察し申し上げて、私たち感謝しなければいけないと思っているところであります。

11ページのグラフは、本震発生日の16日ということで、特徴的であったのが、15日も少し弱い地震でしたよね。それがあって、多分その段階から動いていらっやっと思ったと思うので、表の正確性をどこでもたせるのかということにもなるかとは思いますが、どこを基準点にするのかというのが一つあるのではないかと思います。これは、技術的というか、今後のデータとして活用していく上で、15日の段階からどういうことで動かされていたのかということも備考としてお伝えいただいとくと、後々データがいきってくるのではないかと思います。ということを感じたのが1点です。

それから、6ページに移動式ガス発生設備の活用状況があって、私、病院の関係でも今回の地震についての報告をいろいろ聞いたのですが、やはりライフラインの確保が非常に難しかったという報告がありました。そういう中で、127台御用意はされたのだけれども34件しか設置がなされなかったという説明でしたが、早期復旧ということは非常に良いことなので良いのですが、先ほどちょっと御説明のあった場所の確保ができなかったという

点、これは是非教訓として活かしていただいて、あらかじめ指定された重点地域、病院等にはいざというときに移動式の設備を置く場所、このぐらいのスペースが必要なので、ここを確保してくださいというようなことを、日ごろから事業者さんと打ち合わせをしておいていただけたら、より良いのではないかということを感じました。

あと、13ページは皆さんの感謝の声ですが、私、前回の委員会でPDFの問題を申し上げたところ同じ声がユーザー側からもあったので、そこは今後の改善に是非活かしていただきたいと思いました。以上です。

○倉渕座長　　ありがとうございました。

3点ございまして、まずは初動のディテールの部分、それと移動式ガス発生装置の部分と、あとPRといいましょうか、PDFの部分について御指摘がありましたけれども、何かコメントございますか。

○金子専門委員　　最初の前震からの要員の推移ということですが、実は5ページに少し書いてございます。今日は説明を割愛させていただきましたが、いわゆる復旧応援といった意味では、前震と同時に日本ガス協会復旧本部を立ち上げました。ただ、このとき、供給を止めた件数が比較的少なかった、1,000件余りだったということもありまして、西部ガスでは、自社での復旧をすることを決定いたしましたので、日本ガス協会としては、技術調査隊、どういった被害を受けたのかということを経後のために調査する隊のみを派遣しております。という間に本震が起きたということでございまして、この2日間は、復旧隊としてはごく少数を派遣したということでありまして。

どこからカウントするかについては、これから課題等々を検討する中で、どのように表現するのか考えさせていただきたいと思っております。

あとの2点については、御指摘のとおりでございまして、私ども課題としてとらえておりますので、今後対応策を協議していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○倉渕座長　　はい。それでは、赤穂委員よろしくお願いたします。

○赤穂委員　　発災から15日で低圧まで復旧されたということは、本当に過去に例のないほどの短時間で大変な御努力があったと思っております。本当にお疲れさまでした。

その上で、先ほども御指摘がありましたが、13ページの復旧作業における広報活動のところ、これは一般の方からの御意見なので実際なのかどうか分からないのですが、「水道は熊本市のページを見れば復旧状況はわかったけれども、ガスはどこ」と、もちろん西部ガスさんのウェブサイトに行けば見ることができたのでしょけれども、やはり災害に

関する総合的なポータルサイトがあると、すごく良いのではないかと考えております。

今回、そういう対応がまずあったのか、なかったのかということをお伺いしたいということと、もしなければ、自治体のウェブサイトにも総合ポータルサイトがあると、災害時にはすごく便利ではないかと思いました。これは意見としてお伝えします。以上です。

○倉渕座長　　ありがとうございました。

広報活動に関する御指摘でございました。いかがでしょうか。

○下村オブザーバー　　広報活動をどういうことをやったかということをござつと御紹介させていただきます。お客様への広報活動と申しますのは、大きく2つございまして、現場での広報活動、これは熊本市の防災会議の中でアイデアをいただいて始めたのですが、恐らく100のオーダーの避難所があったと思えますけれども、そこに、熊本市を通じて、明日開栓作業をやる場所の町名を掲示するというようなことをやらせていただいております。それから、その開栓作業をする町に行きまして、拡声器で作業をやることをお伝えするというようなことをやらせていただいております。

それから、今おっしゃったように、ホームページとか、そういったものを使って広報作業をやりましたが、確かにそういったものを作り込む間に、非常に重たいというような御意見がありました。これにつきましては、弊社といたしましても、もっとお客様の視点に立ってわかりやすいようにやっていこうということで、今後の課題としてやる方向で検討させていただきます。以上でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。三浦委員お願いいたします。

○三浦委員　　皆さんおっしゃっていることなのですが、復旧に御尽力いただいた皆様に、本当に御礼を申し上げたいのです。実は熊本に友人がおりまして、3週間前に東京に来てくれて、会っていろいろと話を聞いたら、ライフラインの復旧が思いのほか早くて本当に助かったと申しておりました。やはり電気、ガス、水道の一つでもないと、それだけで精神的に不安になるので、これほどのスピードで復旧していただけたということは、本当に現地の方にはありがたかったことではないかと思えます。本当にお疲れさまでした。

それで、今、広報のことでいろいろありましたけれども、やはり気になっているのは、地域によっては、御家族と離れてというか、お一人暮らしの方や御高齢の方、そういう方に対して、拡声器といっても1軒1軒トントンと訪ねるわけにもいかないでしょうから、例えば高齢者に向けてどういう御対応があったのかとか、今ここでおっしゃらなくても良いのですが、そういうデータというか記録はどうなされたのか。こういう際にはこうで

あった、こんなところはこうであったというのを、できるだけ細部にわたった記録を残しておいていただきたいと思います。

二度とあってはいけないことですが、これは自然ことなので、今後もし何かというときには、そういうデータベースのようなものを作って活かしていただけたら良いのではないかと思います。

それから、ホームページといっても、今はとにかく携帯で御覧になるので、携帯対応にリサイズするなどがすぐできているかどうかというのも大切です。日ごろから端末ですぐ見ることができるようなページの見せ方ができれば、どこでもパッと見ることができるので良いのではないかと。これは西部ガスさん云々ではなくて各社みなさんだと思いますが、御対応をできるだけ早くしていただけると助かります。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○倉渕座長　　ありがとうございました。

災害対応に対しての記録を残すことの重要性和、広報ツールの日常からの準備ということではないかと思いますが、何かコメントございますか。

○金子専門委員　　御指摘いただいたPRの件につきまして、特に今回はSNSを使ったお客様とのやり取りとか、先ほど説明があった避難所への掲示とか、両方のノウハウが重要だということがよくわかりましたので、これは業界全体で共有して、あってはいけないのですが、来るべき次回に備えて行きたいと考えております。

○倉渕座長　　ありがとうございました。久本委員お願いいたします。

○久本委員　　参考までにお伺いしたいのですが、都市ガスの供給地域は熊本の中心地が多いと思いますが、私も先々週熊本に行ってまいりましたが、市内でも倒壊したり半壊したりしたところもあるやに伺っておりますけれども、都市ガスの供給区域の中でどのぐらいそういう家屋があったのかとか、そういうところは当然停止をされているのではないかと思います。どういう状況になっているのか、わかる範囲でお教えいただければと思います。

○下村オブザーバー　　今現在で家屋倒壊とか、そういったもろもろでお客様にガスを供給できないところが、大体900件ぐらいございます。

○倉渕座長　　よろしいでしょうか。

○久本委員　　はい。

○倉渕座長　　早田委員お願いいたします。

○早田専門委員　今回、被災されました西部ガス並びに応援されました日本ガス協会の方々の復旧迅速化の対応につきまして、非常にすばらしいと感じておりました、我々新規事業者も今後連携して十分な復旧活動に当たっていききたいと感じております。私ども電力も、九州電力が被災いたしまして、マスコミ報道は余りされておられません、北海道電力から沖縄電力まで、トータル110台の高圧発電機車と申します車に載せた発電機を応援融通いたしまして、九州電力が保有しております59台と合わせて、エリア全体を170台程度で送電いたしました。

これは、6万Vの送電線が被災した関係で、通常はスポット的に送電するのが高圧発電機車の使い方ですが、エリア全体の復旧が遅れるだろうということで、エリア全体を発電機車で復旧したということです。これは、東日本大震災のときにはなかったような復旧でした。

このように、私ども電力も同じインフラ事業者として、やはり事業者の垣根を超えて復旧に全力を尽くすようなDNAを保有しておりますので、これを引き続きガスのほうにも活かしていけたら良いのではないかと感じているところでございます。

それと、6ページの「お客様支援策」のところの②で、カセットコンロをお客様に配付ということが記載されてございます。これは、電気にはないような、いわゆる消費機器の一部をお客様に支援するというところでございまして、これは今後の話だと思いますが、新規事業者のお客様、既存のガス会社のお客様が面的にばらつく中で、顧客対策隊が面的に対応していくことにはなろうかと思いますが、やはり費用的にみますと、これは託送コストというか導管のコストのほうでやっていくのが普通ではないかと考えてございます。これについては制度側の話かもしれませんが、今後そういう整理が必要だということの問題提起を1点だけさせていただければと思います。以上でございます。

○倉渕座長　まず、余り知られていない情報について、提供をありがとうございました。それから、もう一つカセットコンロ等の配付に当たってのコストをどちらがもつのかというような話についても、今後検討を進めていく必要があるのではないかと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、今回の災害に対しましては、対応が非常に迅速であったという点は高く評価できると思いますけれども、その一方で、やはり課題が幾つかあったということがございます。今後の災害に備えるべく、今回の事故に対する対応の状況についてしっかりと精査

していただきまして、今後に活かしていただきたいと思います。ありがとうございました。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。

最初の議題は、「ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、「ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）」について御説明します。なお、私の説明の後に、本日オブザーバーとして出席されています森下オブザーバー、また金子委員からそれぞれ説明していただくこととしてございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2-1を御覧いただければと思います。「ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）」になります。

今回の「ガス安全小委員会報告書において今後検討することとされた課題」でございますが、4ページの下のところ、昨年2月に取りまとめられたガス安全小委員会の報告書の中でも、法施行に向けて詳細を検討するということで、国として「連携・協力ガイドライン」を作成する必要があるとしてございます。また、当該課題に対して詳細な制度設計を行うこととしてございます。

5ページに、ガス安全小委員会の資料＜参考I-6＞でございしますが、(1)で「ガス事業者間の連携・協力の在り方」ということで、3行目に「求められる連携・協力の具体的内容を検討する」、また「連携・協力の内容を示すガイドラインを策定する」などの検討を行うとしてございます。

(2)で「消費機器調査・危険発生防止周知の在り方」ということで、3行目に「ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項についても検討を行う」としてございます。

6ページに「自主保安」活動の在り方」ということで、見える化、また保安表彰についての検討。(4)で、前回(4月26日)御審議いただきましたけれども、「ガス安全高度化計画」の必要な見直しの検討を行うとしてございます。

今回、資料2-1につきましては、昨年12月に「中間的整理」を御審議いただきましたけれども、それをベースに修正しているところでございまして、私の説明では、主に修正したところについての御説明とさせていただければと思います。

20ページ、画面上では21/76を御覧いただければと思います。

この中で、(ロ)の上に「さらに」というパラグラフがございしますが、前回の中間的整理では、移動式ガス発生設備につきましては、「顧客対策隊」の欄に記載させていただい

たところでございますが、今回の熊本地震での対応も踏まえて、(イ)の「導管対策隊」に移行させていただいているところでございます。

復旧実施計画における優先順位に基づき、早期復旧が社会的に必要とされた病院等の施設については、ガス事業者が移動式ガス発生設備を用いてガス供給を臨時に再開することとしており、「導管対策隊」が、その維持・運用を担っている。

一方で、ガスボンベの交換、残量管理などについては、「顧客対策隊」が実施するという。また病院やユーザーに対する交渉につきましても、「顧客対策隊」が対応していくということになってございます。それが、変更点として挙げさせていただいたところでございます。また、次に46ページ、画面上ですと47/76でございますが、表は、その上に記載させていただいているところでございます。

ここで、前回(4月26日)のWGの際には、今の保安全管理組織における指示系統は、保安統括者がメインで書かせていただいております。前回の吉川委員からの御指摘も踏まえて、原則は、まずは「保安業務監督者」は、事業所の長をもって充てる」とさせていただいております。

また「保安主任者」を置く場合は①、また置かない場合は②ということで整理をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、その前の45ページに(ハ)として記載させていただいているところでございます。

6行目で「保安監督者」には、事業所の長をもって充てることとする」と記載させていただいております。

また「保安業務監督者」の職務ということで、その下のパラグラフに(i)から(viii)まで書かせていただいております。

また、さらに、「保安業務監督者」がやむを得ない事情によって不在となる場合には、代行者についてもあらかじめ指名するということを挙げさせていただいております。

一番最後、「なお、ガス小売事業者の事業規模等の実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安業務監督者」が直接従事者に対する指揮等を行う場合もある。その場合には、「保安主任者」が担うべき職務について、「保安業務監督者」が担うこととする」とさせていただいているところでございます。

あと、変更点として、資料の73ページ、74/76を御覧いただければと思います。

表をケースA～ケースDということで挙げさせていただいております。前々回(昨年

12月)の「中間的整理」におきましては、このケースA、B、中身は変えていませんけれども、AとDが適当ということで、ここで挙げているケースCとDを論点として挙げさせていただいていました。整理というか、見やすいという観点から、前回のAとDをAとBとさせていただいて、ケースCとDということで、アルファベットを組み立て直させていただいているところでございます。

続きまして、資料2-2を御覧いただければと思います。

これは、先ほど申し上げた「ガスシステム改革保安対策WG報告書(案)の概要」ということで、これも昨年の12月に「中間的整理の概要」ということで資料を説明させていただいているところでございます。

内容的には、大きく変更はございませんが、先ほど申し上げた「保安業務監督者」の図、16ページ、17/31のところでございますが、「モデル保安業務規程」に示す監督者の表等を修正させていただいているところでございます。

また、先ほど申し上げた25ページのケースA、B、C、D、26/31でございますが、ここにつきましても、先ほどの報告書と同様にアルファベットのところを修正して整理させていただいているところでございます。私からは以上でございます。

続きまして、参考資料2につきまして、森下オブザーバーから御説明をお願いします。

○森下オブザーバー 日本ガス機器検査協会の森下と申します。どうぞよろしく申し上げます。私からは、「保安業務監督者」育成のための教育」ということで、今準備を進めておりまして、私ども「保安業務監督者講習」と呼ぼうとしておりますが、その準備状況について簡単ですが、御説明させていただきたいと思っております。参考資料2を御覧ください。

2ページ目から内容になってございますが、2ページにつきましては、前回、この場で発表させていただいた内容と変更はございませんが、おさらいということで書かせていただいております、「保安業務監督者」に求められる要件」として、社内ルールの適切性の確認、事故発生時における適切な対応等の業務を適切に実施できる能力をもつために、保安確保に関する総合的な知識を有する必要があるということで、3ページに示す3つの知識について学んでいただく必要があるのではないかということで先般発表させていただいたところでございます。

4ページを御覧ください。こちらが、その3科目に対応する主な教育内容ということで、これも前回御説明させていただきましたが、この内容を網羅する形で、現在私どもで講習用のテキストを作成しているところでございます。

5 ページを御覧ください。これも先般御提案させていただいておりますが、講習でテキストに基づく教育を行います。やはり最後に習熟度を確認する必要があるのではないかということで、修了試験を実施する準備を今進めております。なお、判定基準、出題数等については、現在検討中でございます。

6 ページを御覧ください。講習日数ですが、3 日間を基本といたしまして、ただいま講習カリキュラムを作成しているところでございます。

講習に要する日数でございますが、ガス及びガス消費機器に関する知識、及び法令に関する知識につきましては、それぞれ半日程度の学習で知識を習得いただけるのではないかと考えております。

なお、消費機器調査・周知その他保安業務に関する知識につきましては、保安業務、実務を行う上でさまざまな細かい知識等を習得していただく必要がございますので、2 日間ということで、カリキュラムを想定しております。

修了試験につきましては、上記3 科目から出題することにいたしまして、試験時間ということでは1 時間程度を予定しております。

下に※で書いてございますが、不合格者につきましては、後日1 回に限り再受験可とする仕組みを設けることも現在検討中でございます。

その下、「受講軽減措置について」でございますが、こちら、教育をする中で、重複した教育をすることは、やはり効率的ではないというようなことも申し上げさせていただきましたが、現在検討している中で、こちらに示すLP ガスの保安関連資格を対象といたしまして、受講減免ができないかということ現在検討中でございます。こちらの青字で示させていただいております①、②、③を現在の対象資格ということで検討しておりますが、これらの資格につきましては、3 つの科目のうちのガス及びガス消費機器に関する知識については、資格取得時に既に履修済みであることを確認しておりますので、そういったところで受講減免が可能ではないかということで、現在検討をしております。

続いて7 ページを御覧ください。「受講受付方法」につきましては、先般も申し上げましたとおり、私どもJ I A と受講者様とで直接申し込みを受け付けまして受講いただくような仕組みを構築しようということで準備を進めております。また、講習の開催時期でございますが、今のところは、平成28年10月を予定しております。なお、講習日程（日時、場所）等につきましては、J I A のホームページや業界誌等により周知をしたいと考えております。

なお、講習受講料につきましては、現在検討中でございます。

最後 8 ページでございますが、「講習終了後の研修機会の提供」ということで、今後の話になると思いますが、やはり時代が進む中で法令の改正点でありますとか、新たな知識等が出てくる可能性が十分に考えられます。その中で、適宜ニーズに応じて新たな知識について学習していただくとか、あと知識の復習をする機会を希望者には提供したいということで、来年度以降、検討する予定でございます。私からの説明は以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。引き続きまして金子委員お願いいたします。

○金子専門委員 それでは、参考資料 3 を用いまして「消費機器調査員資格制度の検討状況」について御説明をさせていただきます。

昨年の11月に、このWGで提案をさせていただいた消費機器調査員資格制度について、その後、具体的な検討を進めてまいりましたので、その状況について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。このページは復習になりますが、この資格制度は、現在日本ガス協会で運用している需要家ガス設備点検員資格制度を、新たな事業類型にあわせて再構築し、ガス小売事業者の担う消費機器調査の作業者が取得すべき業界資格の制度として制定するものです。表の左側の赤枠で囲われた範囲が、この資格制度で認定する範囲となっています。講習によりガス小売事業者として必要な基礎知識とガス事業法令に基づく消費機器調査、保安業務規程に記載する自主保安に関する実務知識を習得します。

3 ページを御覧ください。これは、講習での教育内容の一部をイメージとして示したものです。左側の「基礎知識」としては、「都市ガスの組成や性質・ガス設備の資産区分等について」、また右側の「実務知識」では、「消費機器調査」については、「調査の方法や基準、結果の記録方法」等を、また「自主保安」では、「接続具の組み合わせ等」についての講習を行います。

4 ページを御覧ください。この資格制度の運用体系は、日本ガス協会が認定した講習トレーナーが受講者に対して講習を実施するという現行制度の体系を踏襲いたします。

図の左側半分のように、ガス小売事業者内に認定された講習トレーナーがいる場合、自社内で講習を実施することが可能です。なお、講習トレーナーに認定される要件として、「消費機器調査業務に2年間以上従事すること」などが求められます。

図の右側に示すように、特に新規参入のガス小売事業者で自社内に認定されたトレーナーがない場合には、日本ガス機器検査協会様が開催する講習を受講できる仕組みを新たに設けることといたします。

5 ページを御覧ください。こちらは、「資格の取得と更新の流れ」です。この図では、日本ガス機器検査協会様の講習を受講する場合を示していますが、もし自社内で講習を受ける場合は、図の上のほうにある緑色の J I A と書いてある部分が、各小売事業者に替わることになります。新規取得の場合、講習の修了と、所定の実務経験を満たした上で認定申請を行うことで資格を取得することができます。

資格の有効期限は3年度ですので、有効期限が切れる前に更新講習を受講し、申請をして更新認定を受けることで資格の有効期限が3年度延長されることとなります。

なお、新規参入の小売事業者の場合、事業開始直後には新規取得に必要な所定の実務経験を積むことが難しい場合が考えられるため、現在これにかわる検定試験の実施も検討しています。

6 ページを御覧ください。「講習の概要」です。新規取得の講習では、冒頭に説明した内容を、合計3日間受講します。ただし、特定の資格を保有している受講者に対しては、1日間に短縮した講習を受講可能とします。特定資格は、LPガス業会及び簡易ガス業会における点検員資格を対象に検討を進めています。

また、資格更新のためには、消費機器調査に関する規制の内容等、2時間の講習を受講します。

7 ページを御覧ください。日本ガス機器検査協会様に開催していただく講習について、現時点での予定を説明します。今年度は20人～40人が参加可能な講習を10回程度開催する予定となっておりますが、開催地や次年度以降の開催頻度等については、受講希望者の状況をみて対応する予定と伺っています。

なお、講習の受講や資格の申請等に係る費用については、現在調整中です。

8 ページを御覧ください。最後に、本資格制度の運用スケジュールですが、新規参入のガス小売事業者による事前の資格取得を可能とするため、日本ガス機器検査協会様が開催する講習については、8月からホームページにて募集を開始し、10月から講習を開催する予定で、現在制度設計を進めています。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまの一連の説明につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。三浦委員お願いいたします。

○三浦委員 御説明ありがとうございました。まず一つ、J I Aさんの参考資料2の8ページですが、これはどちらにもいえることだと思いますが、資格というのは、取ってか

らのほうがむしろ大事ですので、取った方へのフォロー、取ってしまったら終わりというのではなくて、取ってなおかつ実務を重ねていく中で、更にフォローアップしていただくことが必要ではないかと思えます。8ページにありますように、講習修了後の研修機会の提供というのは、これは必須にさせていただくようお願いしたいと思えます。特に、座学でやることと、実際に現場で、例えば何らかでお客様からクレームが来るとか、様々なことが起こったときの対応というのは、また違ってきます。単に知識の注入だけではなくて、しかも短期の実施ですと、直後のテストで、振り返りでできても、やはり1年、3年とたっていくと、ルーティンの中でだらけてしまいがちなので、ブラッシュアップのための定期的な試験など何らかの形でフォローしていただけたら良いのではないかと思えます。

ガスのほうもですが、特に新規の方との合流というか、その辺も含めて、やはり取った後のフォローを是非継続していただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

○倉渕座長 御意見ありがとうございました。

フォローアップの重要性ということで、今回の制度では業務監督者及び調査員資格、両方ともフォロー体制というか、準備ができているということはございますが、その中で実務がしっかりと学べるような体制、準備を進めていただければと思えます。ありがとうございました。赤穂委員お願いいたします。

○赤穂委員 まず今回、「保安業務監督者」に、事業所の長をもって充てる」という整理をされたことは、これはこれで責任ある立場の方が担当されるということで良いと思えます。その上で質問が幾つかあります。今さらですが、事業所というところのイメージが、どういうレベルのところを事業所とイメージしておけば良いのかということ伺いたしたいと思います。それから、実際の資格制度についてですが、保安業務監督者については試験があるということですが、消費機器調査資格制度については、座学を受講すれば良いということで、試験は特にないということよろしいのでしょうか。こちらのほうが、試験でしっかりスキルを得ているかどうか確認する必要があるのではないかと思えますので、そこを質問したいと思います。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ございました。1つ目は、報告書でいいますと46ページになると思えますが、責任体制が明確になったところは評価するけれども、事業所そのものの具体的なイメージがちょっとわかりにくいということがございましたけれども、その点はいかがでしょうか。

○大本ガス安全室長 ありがとうございます。御質問の事業所のイメージですが、事業

者の規模とか、実際に事業をするエリアによって大きく分かれるのではないかと思います。1つのところでやるということであれば、その会社は1つの事業所しかないイメージになりますし、かなり広域的にやる場合は、そのエリアごとに事業所を置く。さらに大企業であれば、そのエリアの中に事業所があって、さらにその中にも地区ごとのところがあって、そうすると事業所の中に、今の保安主任者みたいな者を置くケースもあれば、置く必要がないような規模、体制というところにもなるので、これは事業者の判断というか、どのようにするかによって変わってくるのではないかと思います。

○赤穂委員 要するにきちんと規定していないということですよ。

○大本ガス安全室長 はい。

○赤穂委員 とりあえずそういう状況であるということは理解しました。

○倉渕座長 あと機器の……。

○金子専門委員 消費機器調査員における終了試験の話ですが、申しわけありません、説明を割愛してしまいましたけれども、参考資料3の6ページに「講習の概要」がございまして、3日間の講習の一番最後に、約1時間をかけた修了試験を実施することを予定しております。ありがとうございます。

○倉渕座長 一応試験はあるということですね。

○金子専門委員 はい。

○倉渕座長 吉川委員お願いいたします。

○吉川委員 すみません、念のために確認ですが、事業所が定義されていないということではなくて、室長がおっしゃったのは、事業所の規模が、事業所によっていろいろなパターンがあり得るということであって、何をもちいて事業所とするかということに関しては、例えばきちっと登録されているとか、管理監督権限をもった人がいて実際の経済活動を行っている実態があるとか、具体的にはわかりませんが、規定がどこかにありますよね。

○大本ガス安全室長 今、保安業務規程の届出をする際に事業所ごとに保安業務監督者を置くということになっていますので、会社側としてどこに事業所を置くというのは、それぞれ会社としてしっかり位置づけた上で出していただく形になろうかと思います。

○倉渕座長 保安の立場から考えますと、一応業界資格ではありますが、保安業務監督者と調査員資格者が必ずいる形で進めるということだと思います。よろしいでしょうか。

——久本委員お願いいたします。

○久本委員 保安業務監督者の講習を、大体3日間やられるということですが、それを

確認する試験を、3科目を1時間と書いてありまして、ちょっと短いのではないかなど。重要な役割ですので、3日間の講習を理解したことを確認するためには、もう少し何か工夫が必要ではないかと感じました。是非よろしくをお願いします。

○倉渕座長　この辺は、また今後すり合わせていく必要があるのではないかと思いますけれども、非常に重要な立場ということはよく理解しておりますので、より実情にあわせてものになるように工夫を進めていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

これまで活発に御議論いただきましてありがとうございます。

それでは、本最終報告書（案）につきましては、御指摘のあった部分の文言修正等につきまして、私に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、再度精査をいたしまして、6月17日に開かれますガス安全小委員会に最終報告書（案）として提出させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、議題（2）の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて」、及び議題（3）の「ガス小売事業者が作成する保安業務規程について」を、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　資料3と資料4—1～4—4につきまして説明させていただきます。まず、資料3の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（案）」を御覧いただければと思います。これにつきましては、前回（4月）のWGの際に「ガイドライン（案）」ということで御審議いただきました。主に御指摘いただいた変更点につきまして御説明させていただければと思います。お手元の資料の11ページを御覧いただければと思います。

<参考4>として「緊急保安受付窓口の周知例」を挙げさせていただいています。前は、周知の連絡先が各支店とか、いろいろな一覧表になっていて、非常にわかりづらいというような御指摘もいただいております。そのために、需要家、一般消費者にとっては、基本的に番号というのは1つでございますので、「ガス漏れ通報専用窓口」、これは赤字で右側です。「一般お問合わせ先」ということで左側に連絡先を挙げさせていただいております。

12ページの上のところ、前はつけていませんでしたが、現行でも台所とか緊急連絡の番号を経済産業省、日本ガス協会という形で、シールで対応してございますけれども、こ

れにつきましても、緊急保安連絡窓口ということで、赤字で「ガス漏れ等緊急の場合の連絡先」、また、下の黒字で「一般お問い合わせ先」、相談窓口を記載するひな形を挙げさせていただいているところがございます。

続いて38ページを御覧いただければと思います。「防災教育・訓練」の項目でございます。38ページの上から7行目の「加えて」というパラグラフのところでございます。前回の御指摘の中で、防災訓練、共同訓練、こういうものは定期的に行う必要があるという委員からの御指摘もございました。この中で、「平常時において、あらかじめ定期的に防災教育……」ということで「定期的に」を加えさせていただいて、「あらかじめ定期的に防災教育・共同訓練を行うことが必要である。そして、ガス小売事業者は、いざというときに迅速かつ円滑に対応するために、一般ガス導管事業者が行う保安閉開栓等の業務に関する防災教育・共同訓練を……」、またこれも「定期的に」ということを加えさせていただいて「定期的に受講・参画する必要がある。」とさせていただいております。また、「さらに、ガス小売事業者自身も、自らの動員予定要員に対して、あらかじめ動員基準や動員後に必要となる業務フローとともに、電話受付業務やマイコンメーターの復帰操作などに関して……」、ここも「定期的に」ということでつけ加えさせていただいておりますが、「定期的に教育・訓練を実施する必要がある。」ということでございます。

「また、必要に応じて」の「必要に応じて」というのは、済みません、これは削除させていただいて「大規模災害発生後においても、動員した要員に対して簡単に再教育を実施する必要がある。」としていますが、前回は「望ましい」ということで、「必要に応じて～望ましい」とさせていただいていたのですが、「必要に応じて」は削除していただいた上で「望ましい」を「必要がある。」と修正させていただいているところでございます。

続いて48ページを御覧いただければと思います。これにつきましては、保安閉開栓の「顧客対策隊」の作業のイメージを書かせていただいたところの枠囲いの4行目でございます。3行目から申し上げますが、「保安閉開栓作業の効率を上げるために、「導管対策隊」から提供される復旧予定区域の情報をあらかじめホームページ、SNS、拡声器による巡回などにより広報し、在宅率を上げることが望ましい。」としております。前回は「広報をすることが望ましい」ということで、具体的な例示をしてございませんでしたけれども、今回の熊本地震での広報の対応を踏まえて、「ホームページ、SNS、拡声器による巡回など」を追記させていただいているところでございます。

あわせて49ページにも広報について、3.3.5の2つ目のパラグラフで「具体的な広報活

動としては、マイコンメーターの復帰操作方法や、「供給停止区域」・「供給継続区域」の町名・地図掲示、復旧進捗・見込み情報などに関して、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページやSNS、テレビ・ラジオCM、広報車、チラシ投函等により需要家に周知する方法が挙げられる。」ということで、追記をさせていただいているところでございます。

資料3の主な追記、修正につきましては以上でございます。

続きまして資料4-1～4-4で、まず資料4-1を御覧いただければと思います。前回（4月）のWGでは、実は4点の論点がございました。

まず、その規定ぶりについて、逐条単位で示すことが必要ではないかということで、これにつきましては必要だということでございます。

また、事業類型に応じたモデル保安業務規程の提案ということで、例えば旧簡易ガス事業、これも追加したほうが良いという御意見をいただいています。

また、3つ目として、創意工夫を活用した保安確保ということで、各事業者の創意工夫が期待される箇所は内部規程等で記載するというような話もございました。

あと4つ目として、保安業務規程の遵守による担保ということで、立入り検査や調査等によって監督する必要があるということで、4つは前回、論点としたことで、それについては必要だということで挙げさせていただいています。

この中で、資料4-1のモデル保安業務規程の、まず6ページでございます。保安業務監督者の体制のところになります。7/31でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げた「保安業務監督者」、前は「保安統括者」ということでございましたけれども、ここは「保安業務監督者」という形で修正をさせていただいてございます。

また11ページに、「周知業務の実施方法のイメージ」ということで、先ほどの修正の図、緊急保安窓口の周知例ということで追記をさせていただいてございます。

また24ページ、25/31でございます。

「モデル保安業務規程」の主な内容について（旧簡易ガス事業に相当する事業を営む場合）」ということで、前は、特段用意してございませんでしたけれども、25ページから最終ページにかけて、「旧簡易ガス事業に係るモデル保安業務規程のイメージ」ということで挙げさせていただいてございます。

続いて資料4-2を御覧いただければと思います。資料4-2につきましては、前回、

第2章と第3章ということで、具体的な条文のイメージを追記させていただきました。これにつきましては、第1章から、最後の第10章まで、概略につきましては、先ほどの資料4-1で大まかなイメージはお示しさせていただいたところでございますが、保安業務規程の条文単位での内容を資料4-1、4-2でお示しさせていただいているところがございます。

19ページの後の20/35でございますが、「別紙」ということで、この条文に係るところでの、先ほど話もございましたけれども、保安主任者を置く事業所、また置かない事業所ということで、その体系図はそれぞれの事業者ごとに記載をしていただくということ。

「別表第2」ということで、「消費機器に関する周知の種類と頻度」、これにつきましては、改正ガス事業法の中での「一般周知」、「個別周知」の頻度を入れさせていただいているところがございます。これについては、規制の整合化を踏まえた頻度ということで修正をさせていただいております。

23/35でございますが、「別表4」の「消費機器の技術上の基準」ということで、今回の機器をチェックする技術基準を事例としてお示しさせていただいております。

25/35でございますが、「別表5」、これは「大規模災害時における動員基準」を挙げさせていただいております。

その後、「調査票」ということで、ガス小売事業者自身の調査票、また、次のページで「調査通知票」ということで、これは導管事業者にガス小売事業者から渡す内容、また次の28/35でございますけれども、「様式3」で「不適合改善情報通知票」、これも導管事業者に通知する内容を挙げさせていただいております。

その後、参考例ということで、29/35に「参考例1」から最後のところまで、これにつきましては、あくまでも例ということで、調査した結果の通知、再通知、定期通知のひな形を挙げさせていただいているところがございます。

続いて資料4-3を御覧いただければと思います。

「モデル保安業務規程（案）＜旧簡易ガス事業者向け＞」でございます。これにつきましては、前回は特に用意してございませんでしたが、旧簡易ガス事業者向けの「モデル保安業務規程（案）」になります。この中で、第1章～第10章、別表につきましては、同じように「別表1」～「別表5」までありますが、済みません、先ほど申し上げた資料と同じということで割愛させていただいているところがございますが、例えば3ページの下線を引いているところ、これは簡易ガス供給のところでの記述でございます。

また5ページを御覧いただければと思いますが、第3章の「保安に係る教育及び訓練」ということで、特に第9条の「調査員の資格」のところには、「一般社団法人日本コミュニティーガス協会が行う登録調査員資格講習の課程を修了した者」ということで挙げさせていただいてございます。

6ページの第13条も、「ガス漏えい及び導管事故等の処理に係る教育・訓練の実施」を挙げさせていただいてございます。

また10ページ、第6章の第27条で「ガス漏えい及び導管事故」ということで、第27条～第32条までにつきましては、ガス小売事業者たる旧簡易ガス事業者の方が、いわゆる事故対応を行う——緊急対応については一般ガス導管事業者が行いますが、簡易ガスにつきましてはガス小売事業者たる旧簡易ガス事業者の方が対応することで、その内容を追記したところでございます。

資料4-3は以上で、次の資料4-4を御覧いただければと思います。

これも前回はつけてございませんでしたが、「ガス小売事業者が保安業務規程を定める際の留意点」でございます。

1. 総論

「モデル保安業務規程」は、ガス事業法の規定により、ガス小売事業者が保安業務規程を作成するに当たって参考となるよう、経済産業省として作成・公表するものである。経済産業省は、各ガス小売事業者から届け出られた保安業務規程の内容を、「モデル保安業務規程」を参考に確認する。

他方、ガス小売事業者は、事業規模や事業環境、地域性によって実態は多種多様である。

このため、ガス小売事業者は、(i) 自社が抱える保安上のリスクをしっかりと見極めながら、「どの項目に重きを置き実施していくのか」を考え選択し、(ii) 保安水準の向上に資するよう創意工夫し、保安業務を行うことが求められている。

こうした観点から、ガス小売事業者は、「モデル保安業務規程」に例示した内容に安住せず、「自社が取り組むべき内容」を考えた上で、保安業務規程を作成していく必要がある。また、「モデル保安業務規程」においても、保安業務の詳細を、内部規程に委任する規定を設けており、自らのスタンスが明確となるよう内部規程に記載していく必要がある。

以下に、「モデル保安業務規程」と異なる記載をする場合や内部規程を定める場合の留

意点を例示する。

とさせていただきます。

2. 保安管理体制関係（保安管理組織）

【留意点】

ガス事業法第159条に規定する保安業務の監督を行うために、ガス小売事業者は事業所ごとに保安業務監督者を選任することとする。

保安業務監督者が行う職務としては、保安計画の審査、事故内容の審査を行うとともに、必要な場合には保安業務の従事者に対して指示することが想定される。

こうした職務の実効性を確保する観点から、「モデル保安業務規程」第3条第2項では、保安業務監督者に、業務を統括管理する者である「事業所の長」をもって充てることとしている。

他方、ガス小売事業者の規模や組織構造によっては、「事業所の長」以外の者が保安業務の監督を行った方が実務上適当な場合も想定される。こうした場合などにおいて、ガス小売事業者が、事業所の全ての保安業務を統括管理する者を置き、保安業務監督者の職務から当該項目を除くことや、保安業務監督者に「事業所の長」以外の者をもって充てるかたちで保安業務規程を作成することも差し支えない。

とさせていただきます

3. 保安に係る教育及び訓練

【留意点】

保安業務に関する教育及び訓練としては、集合教育のほか、OJT、グループミーティング等の中において、保安知識、技能習得向上のための内容、事故事例研究等の保安意識高揚のための内容を盛り込むことが望ましい。

具体的な教育内容として、調査員による「消費機器調査員資格」の更新に係る再講習の受講のほか、(i) ガス事業法令の目的・意義、(ii) OJT等を通じた実地訓練など調査作業の習熟度の確認、(iii) 資料・映像による過去の消費機器事故の事例紹介・事故発生要因の教育、(iv) 直近に保安業務規程・内部規程が変更された場合の理解度確認などが想定される。

教育及び訓練に当たっては、保安主任者が担当責任者として、教育計画に基づき実施した内容を記録し、フォローを確実に行うことが重要である。

と書かせていただいています。

4. 周知業務の実施方法

【留意点】

周知について、例えば（i）どの項目をどのようなレイアウト、どの程度の枚数の書面により周知するか、（ii）重点的な周知が必要な項目、（iii）法令により周知頻度は原則「2年に1回以上」としているが、実際にはどの頻度で行うか、（iv）書面配布、情報通信技術を利用した方法など主な周知手法、（v）情報通信技術を利用した方法による周知事項の提供を行うために需要家の承諾の取得方法、（vi）周知の実施体制などに関し、内部規程で定めておく。

重点的に周知を行う項目を定める場合には、地域特性による機器設置状況・ガス使用実態も考慮することが重要である。

ということで、前回、三浦委員からも地域性に考慮するというような御指摘もございまして、これについても留意して記載をするように追記させていただいています。

個別の調査業務についても、【留意点】ということで、先ほどと同様な内容を最初のパラグラフで挙げさせていただいております。

特に、調査時期については、（i）需要家別に訪問する日時を工夫すること、（ii）事前に需要家に調査日時を連絡すること、（iii）再訪問の際に前回と別の曜日に設定するなど、訪問時に在宅にするような創意工夫が求められる。

重点的に調査を行う項目を定める場合には、地域特性による機器設置状況・ガス使用実態も考慮することが重要である。

と書かせていただいております。

6. 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

【留意点】

ガス漏れ等の緊急時の対応について、例えば、（i）自社の一般問合せ窓口、需要家から誤ってガス漏れ等の通報が来た場合における緊急保安窓口への案内方法（電話転送、電話案内等）、（ii）緊急保安受付窓口への連絡を促した後の対応（一般ガス導管事業者への確認、記録保存）、（iii）苦情・問合せに係る対処方法・一般ガス導管事業者へ対応を求める場合及びその方法、（iv）一般ガス導管事業者と常時連絡可能とする担当者、連絡方法などに関し、あらかじめ一般ガス導管事業者の内容を確認の上、内部規程で定めておく。

としてございます。

7. 大規模災害時に行う業務の実施方法

【留意点】

「モデル保安業務規程」では、別表第5として、以下の動員基準を示しているが、各ガス小売事業者の判断により、例えば震度5弱で自動動員とするなど、自主的に、より低い震度で動員基準を設定することは差し支えない。

とさせていただきます。

(内部規程への委任等)

【留意点】

大規模災害時対応について、例えば、(i) 一般ガス導管事業者の対策本部への具体的な動員基準(誰を指定要員とし、どこに集合するか等)、(ii) 自動動員基準に達しない場合であって、指定要員を動員する場合における動員指示など、具体的な動員方法と動員状況の確認方法、(iii) 動員後、「顧客対策隊」として電話対応や保安閉鎖栓などの作業を担うこと、(iv) 地震の規模に応じ、どの程度の規模で要員を動員する必要があるか、(v) 大規模災害時のガス小売事業者内の業務を管理する者の設置、(vi) 交代要員の確保など後方支援体制、(vii) 一般ガス導管事業者との相互連絡の方法、(viii) 要員予定者リストの作成・保存の方法、(ix) 委託先からの要員予定者の把握・配分の方法、(x) 要員予定者等に対する災害時マニュアルの整備、(xi) 確保すべき資機材の種類・数、(xii) 防災教育・訓練の内容・頻度などに関し、内部規程で定めておく。

大規模災害時対応の詳細については、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定める。そして、定めた後も定期的に相互に連絡を取り合い、合同教育・訓練に参加するなど、緊密に連携を図りながら協力する。

と書かせていただいております。

8. その他保安に関し必要な事項

【留意点】でございます。

自主保安については、ガスシステム改革保安対策WGでの議論を踏まえ、(i) 燃焼器とゴム管や金属管などとの接続確認、(ii) 不完全燃焼防止装置のない開放型小型ガス瞬間湯沸器に対する、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定、(iii) 飲食店の需要家に対する業務用換気警報器の設置促進の3項目について、「モデル保安業務規程」に規定している。

当該3項目について、(i) 確認すべき接続方法（ガス栓と接続具、燃焼器と接続具の接続方法など）、(ii) 一酸化炭素濃度測定の手法（検知場所、使用する測定器など）、(iii) 業務用換気警報器の設置促進方法（チラシ、設置・取替え提案など）といった詳細に関して、内部規程で定めておく。

ことにさせていただきます。

6 ページでございます。

また、当該3項目以外であっても、保安水準向上のためには、ガス小売事業者による積極的な自主保安活動が重要であることから、内部規程を作成し、自発的に自主保安を盛り込んでいくことが求められる。なお、上記3項目と同列に取り扱いたい項目がある場合には、例えば保安業務規程第48条第1項第4号として、上記3項目と並列するかたちで規定しても差し支えない。

自主保安は、各ガス小売事業者の環境や規模、需要家のニーズ等を踏まえながら、創意工夫を凝らして実施すべきものである。ガス小売事業者が寒冷地など地域特性を考慮して工夫を行うことや、特定のガス消費機器に特化した保安活動を行うことなどもこれに当たる。例えば、以下のようなものが想定される。

(i) 積雪地帯においては、給排気筒が雪に覆われることがないように、需要家に対して、ガス機器使用前に給排気筒の確認を促し、不完全燃焼を発生させないように周知する。

(ii) 積雪地帯においては、消費機器等調査時に給排気筒先端が雪で塞がれていないか、除雪時に破損されていないかの確認を行う。

(iii) 冬期に使用機会が増えるガストーブの種類確認を行う。

(iv) 冷暖房を使用する時期（窓を閉め切る時期）に、小型湯沸器使用時の換気励行の周知を行う。

という話でございます。

9. その他保安に関し必要な事項（この規程に違反した者に対する措置）

第54条 この規程に違反した者に対する措置は、あらかじめ定める内部規程による。ということでございます。

【留意点】

保安業務規程に違反した者に対する社内処分については、就業規則などの社内規程に定める。また、保安業務を委託している場合には、業務委託先との間の委託契約

書や請負契約書において、保安業務規程に違反した場合の措置を規定しておく必要がある。

就業規則における処分としては、例えば、正当な理由なく、保安業務規程及び内部規程に違反した従業員に対し、(i) けん責、(ii) 減給、(iii) 出勤停止、(iv) 懲戒解雇する旨を規定することが想定される。

としてございます。

これにつきましては、先ほど申し上げた、前回の論点の中で逐条単位に示すということで、資料4-2、4-3に、それぞれ条文単位で入れさせていただいてございます。

また、事業類型ということで、資料4-3の旧簡易ガス版の「モデル保安業務規程」、また、③ということで創意工夫ということで、資料4-4の留意点を追記させていただいているところでございます。

保安業務規程の実施に係る対応、立入検査、調査というのは、本改正施行後に立入検査マニュアルの見直し等を行うことでしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。私の説明は以上でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。

保安業務規程については、一応二段階構造になっていまして、例えば資料4-2でいいますと、保安業務規程の明文化されているもののほかに8ページの第16条、11ページの第26条にありますように、内部規程というのがありまして、これは、それぞれの小売事業者さんの特性、地域性などに応じて創意工夫が出てくる場所ですけれども、これらをあわせて御提出いただきまして、どのような保安がなされるかについてチェックをする構造になってございます。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。

吉川委員お願いいたします。

○吉川委員　　それでは、まず資料3のガイドラインから申し上げたいと思います。

11ページ、12ページにあります需要家に対するいざというときの通報の周知方法については、前回から改善していただいたので、とても良いことだと思いますが、1点は事業者さん、小売事業者さんにも導管事業者さんにも申し上げたいのですが、この回線を十分に確保しておいていただきたい。よくあるのが、サービスセンターなど、幾らかけてもつながらないことが間々ありますので、これはとても大事な電話なので、十分な回線数を確保していただきたい。仮に小売事業者さんが一般のお問合わせ先だからといって回線数を設

けないでいると、消費者は何をするかという、横に書いてある番号に必ず電話します。そうすると、本当に重要な電話がとれないということにもなってきますので、両者ともに回線数を十分に確保していただくことを切にお願いいたします。

もう一点、同じ資料の中で48ページですが、これは、大規模災害等の際の復旧作業のことを規定されていると思いますが、47ページの最後の(2)のところから「顧客対策隊」の保安開栓の作業の中で、48ページのちょうど1行目に、内管漏えい検査の話が出てきます。これは、小売事業者さんにとって内管漏えい検査というのは不慣れな作業だと思いますので、日ごろからスキルというものを教育しておいていただきたいですし、一々両者(導管事業者と小売事業者)が行くというのでは、作業の効率が妨げられるという事情もわかるので、小売事業者さんにやっていただくのが良いとは思いますが、実際に作業にかかる前にも、スキルについて十分な伝達をお願いしたいと思います。

それから、続いて「モデル保安業務規程」、資料4-2に基づいて意見を申し上げます。

保安業務監督者については、組織を整理していただいたことは大変感謝申し上げたいのですが、5ページの第8条の規定ですが、国家資格である「ガス主任技術者免状を有する者又は次の各号に掲げる科目について保安業務の監督に必要な知識を有する者のうちから選任する」とありますが、これが、果たして必要な知識を有しているかどうかという判断は、なかなか微妙なところではないかと思えます。

それで、思ったのですが、資料4-3の簡易ガス事業者向けのモデル規程には、「調査員の資格」というところで第9条に、明確に「一般社団法人日本コミュニティーガス協会が行う登録調査員資格講習の課程を修了した者」と書いてあります。なので、同じような規定ぶりで、先ほど御説明のあった「JIAの講習の修了者」というような例示を挙げていただいて、修了者に限らないで、「あるいは同等の知識を有する者」という逃げは作っても良いのですが、漠然と「必要な知識」というだけであると、そのレベルというものがおろそかになりがちで、保安業務監督者というのは非常に重要な権限と責任を担っている方だと思いますので、それを切にお願いします。

それから、同じ資料4-2で19条のところですが、第2項、これは、消費機器調査の結果、18条で需要者が使っている消費機器が、技術上の基準に適合していないと認められた場合のことを規定しているのですが、「その通知に係る消費機器について、毎年度1回以上必要な事項を当該所有者又は占有者に通知する」という規定になっています。

一般の私の感覚では、技術上の基準に適合していないというのは大変に危険なことで、

事故の起こる確率が高いということを察知しているにもかかわらず、これを1年間放置する、1年間放置していても良いというのは本当に大丈夫なのではないかと懸念いたします。

例えば小売事業者さんは、今は振込ですから集金はないとしても、必ず検針に行かれるわけですから、その請求書を送るときに、そこに「技術水準に適合していないので早急に是正する必要があります」というアナウンスを入れていただくとか、そういうことはとても簡単にできるはずで、これを1年間放置していても良いのだという誤解を与えるような規定は、モデル規程としては是非改めていただきたいところだと感じました。

それから、同じように28条の、前から懸念されているガス漏えいの通報が、一般の問い合わせ先に、小売事業者のほうに行ってしまったときにどうなるかということですが、資料4-4の4ページ、保安規程を定める際の留意点では、これは3ページの続きからですが、一番上のほうの(ii)で、緊急保安受付窓口への連絡を促した後の対応等について、内部規程で定めておくといつて、単に通報先が違いますよといつて案内すれば良いよということだけではないということが、暗に留意事項としては書いてあるのですが、やはり、このモデル規程でも、通知して速やかな通報を促すだけしか書いていないのは、ちょっと心配だとなど。

例えば最低限、番号が非表示になっているのであれば、その連絡者の連絡先を聞いておいて、一般事業者さんに連絡を入れるようにするとか、適宜の方法で一般ガス導管事業者さんのほうに、こういう人から連絡が来ましたよということを適宜の方法でタイムリーに通知が行くようにするとか、何かそのようなフォローも是非標準の水準として、ある程度守られることを期待した書きぶりのほうが望ましいのではないかと、あるいはその他、詳細な必要な対応については内部規程で定めるとか、何か内部規程に必ず定めがあることを予感させるような書きぶりをしていただかないといけないのではないかと感じましたので、意見として申し上げさせていただきます。以上です。

○倉渕座長　　ありがとうございました。大きく5点ございました。まず非常時の回線の確保、電話が通じなくなってしまうことに対する懸念事項について、もう少し具体的な対策があるべきではないかということがございました。

また、災害後の開栓時の内管漏えい検査については、小売事業者がやることになるのではないかと、その辺の教育などについてもしっかりとやるべきではないかという御指摘がございました。

それから、モデル保安業務規程につきましては、保安業務の監督者の立場について、もう少し明確にモデル保安業務規程には記載するべきではないかということがございました。

また、技術上の危険性がある機器を発見した場合、どのように対応するのか、書きぶりが少しぬるいのではないかとということでございます。あと最後が、第28条のガス漏えい時の連絡が誤って来たときに、どのようにその後を引き継ぐべきなのかという点についての御指摘がございました。いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長 「連携及び協力に関するガイドライン」のところは、事業者がしっかりと電話回線等を確保するとか、実際にやる上で、支障がないような形が大事だと考えてございます。

また、モデル保安業務規程につきまして、まず、先ほどの第8条の保安業務監督者のところに、今回、参考資料2ということで日本ガス機器検査協会の保安業務資格者への講習制度についての御説明がございました。ここにつきましては、「ガス主任技術者免状を有する者、又、次の各号に掲げる……」ところの間に、その内容を追記する方向で検討したいと考えてございます。

もう一つ、9ページに消費機器の再調査の話ががございます。これにつきましては、現行のモデル保安業務規程というよりは、省令の規定事項になっているところでございます。ガス小売事業者の方が危険な機器であるということで、しっかり粘り強く需要家の方に働きかけることが大事だと考えているところでございます。

また最後、資料4-4の御指摘につきましては、検討させていただければと思います。

○倉淵座長 ありがとうございます。保安業務規程ないしは留意点の中で、御指摘いただいた点について、なるべく反映させるように努力していただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。赤穂委員お願いいたします。

○赤穂委員 モデル保安業務規程と留意点の関係についてですが、一応「総論」のところにも書いてありますけれども、この留意点、各事業所さんが実際に作るときの創意工夫により業務規程を自分なりにカスタマイズしても良いということですが、保安水準を高めるために創意工夫をするということが、もう少ししっかりと書いてあるほうが良いのではないのでしょうか。自分の規模は小さいから創意工夫でもう少し規定を緩めますというようなことは絶対あってはならないと思いますので、あくまでも保安水準を上げるために、自分なりの創意工夫で業務規程を作りますということであるべきだと思っておりますので。

それから、留意点の2枚目のところにあります事業所の監督者の記述ぶりについてです

が、先ほど事業所の長をもって業務を監督する者を充てることにすることになりましたが、この留意点では、場合によっては事業所の長以外の者をもって充てる形でも作成することは差し支えないとあります。これは、場合によっては、そういうこともあるのかもしれませんが、せっかく監督する者は事業所の長であると規定しておきながら、自らそうでなくても良いよとっているのは、少し矛盾しているのではないかと思いますし、これで、実際に名ばかり監督者にならないのか心配するようなところもあります。

ここら辺の考え方を、もう一度お伺いできればと思います。

○倉渕座長　　ありがとうございました。2点ございましたが、創意工夫というのが、いわゆる保安水準を上げるという意味での創意工夫という趣旨であるということを確認にするべきではないかという点と、事業所の長と監督者の関係、ここに少し矛盾があるのではないかという御指摘ではないかと思います。いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長　　ありがとうございます。今の御指摘の保安水準の向上、創意工夫というところで、まずモデル保安業務規程と、その留意点ということで、私ども事務局として懸念しているのが、モデル保安業務規程をただ単に書いて、名前だけ書いて出すということがないようにしっかりと内部規程の中で、それぞれの中で創意工夫をして、今の保安水準の向上に資するような自主保安を、現状の取り組みによく活かせるような形で、今の改正ガス事業法施行後であったとしても、その対応を是非とっていただきたいということで留意点を挙げさせていただいたところでございます。

この「総論」の3つ目のパラグラフの「このため、ガス小売事業者は～(ii)保安水準の向上に資するよう創意工夫し、保安業務を行うことが求められている。」ということで、ここに関しては、書きぶりなどはまた検討させていただきますが、思いとしては、保安水準の向上に資するようちゃんと創意工夫をして、今のモデル保安業務規程の内部規程を書いていただき、それを実践していただくことが非常に大事だと思っております、それがよりわかるような内容に工夫、修正は検討させていただければというのがまず一点でございます。

もう一つが、資料4-4の監督者のところで、事業所の長をもって充てるとしておきながら、2ページの上から8行目のところに「保安業務監督者に「事業所の長」以外の者をもって充てる形で作成することも差し支えない。」とさせていただいています。

このケースで想定されるのが、会社によっては事業所の長が事務系の方とか、必ず監督者の資格をもっているかどうかというところ、なるべく取るようにするということが基本

なのかもしれませんが、事業所の長＝監督者ではないケースも想定されるということで、ここは実際にどういう形の組織で監督者を置くのかというところは、今の別表1で系統の事業所ごとに誰を監督者にするかという中で、本省なり産業保安監督部で適正かどうかというのは確認等をさせていただきたいと考えているところでございます。

○倉渕座長　よろしいでしょうか。

○赤穂委員　はい。

○倉渕座長　それでは、三浦委員お願いいたします。

○三浦委員　今の室長の説明で安心したところはあるのですが、それとは別に、4-4というのが、かなり肝で、ここまでコンパクトにまとめるのはかなり大変だったと思いますが、この中に書いてある留意点というのは、本当に必須で組み込んでいただきたいと思います。

私たち消費者は、小売事業者を選択するときに、どの事業者がどのくらい優れた保安をやってくれているかというのは、外から見ると本当にわからないんですね。役務の提供の内容がわからない、だからこそ、事業者さんがきちんと業務規程をお作りになって、4-4の6ページに、「保安の水準を向上するために積極的な自主保安活動が重要であることから、内部規程を作成し、自発的に自主保安を盛り込んでいくことが求められる。」と書いてありますが、文章だけのことではなくて事業者としては真剣にここを踏まえて、作るだけではなくてきちんと実行をしていただけるようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○倉渕座長　ありがとうございました。

資料4-4の留意点の重要性についての御指摘がございました。これは室長、新規参入者の皆様に留意点をどのように伝達されるお考えなのでしょうか。

○大本ガス安全室長　この留意点につきましても、御指摘いただいたものを、またブラッシュアップして整理していただくことはさせていただければと思いますし、ガス小売事業者につきましては、登録を申請してくることも今後想定されるということ、また、保安業務規程を提出することも想定されます。これにつきましては、本省また産業保安監督部と連携しながら、ガス事業者との関係においても、こういう留意点に関しては説明会なり周知を図っていきたいと思います。また審査の中でも、そういう留意点というのは確認等をしていきたいと考えているところでございます。

○倉渕座長　よろしいでしょうか。

○三浦委員　　はい。

○倉渕座長　　ほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ありがとうございました。御指摘があった部分の修正等につきましては、私に御一任いただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

以上で本日の議題は終わりですが、全体を通じて何か御質問等ございますでしょうか。

内倉委員どうぞ。

○内倉専門委員　　本WGは都市ガス関係の検討や報告をなされる場ではありますが、少し時間をいただきまして1つだけ、熊本地震におけるLPガスの対応を簡単に説明させていただければと存じます。

最初に、このたびの地震により被災された皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。まず熊本県におきましては、当時LPガスを御利用いただいているお客様の戸数が49万8,049戸ありまして、そこへ434のLPガス販売事業者が供給しておりました。また、同様に大分県におきましては、お客様の戸数が38万1,849戸ありまして、そこへ245のLPガス販売事業者が供給しておりました。このLPガス販売事業者の中には、社屋等の倒壊等、また従業員は避難所への避難というような事業者もありましたが、そうした事業者、従業員等も含め、多くの関係者が余震等の続く中、二次災害等を防止するため、お客様宅の安全点検を最優先に実施し、さらにお客様に1日も早くLPガスを御利用いただくために全力で復旧作業を行ってまいりました。そうした早急な安全点検等を実施したことによりまして、LPガスに起因する事故は1件も発生しておりません。

一方、LPガスの復旧でございますが、家屋の倒壊等で帰宅できないお客様宅を除き、大分県においては4月20日、熊本県におきましては4月25日に復旧した旨の報告を両県からいただきました。このようにLPガスの復旧が早い特性としましては、皆様御承知のとおりLPガスは都市ガスや電力等の系統供給とは違いまして、ベースがお客様宅、個々への分散型供給になっておりますことから、配管等の点検や復旧が短時間でできること、またお客様宅の容器には、軒下在庫として万が一配送が滞った場合でもガス切れを起こさないように常時1カ月程度御利用いただける分がストックされております。そういったことから、すぐに供給が滞る心配がないということが挙げられます。

今後は、仮設住宅の着工等が進められていきますことから、LPガス販売事業者等にお

きましても、ライフラインを担っている者として、その着工等にも協力するなど、1日も早く復興できるよう懸命に努力していく所存でございます。

つきましては、行政並びにここに御出席の皆様方におかれましても、御支援、御協力をいただければと存じます。以上、LPガス関係の地震報告でございます。

○倉渕座長 情報提供ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、本WGも本日で6回を重ねましたけれども、一応一区切りということでございます。委員の皆様のお協力も得まして、私も何とか任務を全うすることができたと考えております。皆様には深く感謝いたします。

全体を通して三木審議官から、何かございますでしょうか。

○三木審議官 ありがとうございます。本日も含めまして、委員の皆様から活発な御審議、御意見をいただきましてありがとうございます。本日は、保安対策WGとしての報告書(案)、それから連携・協力ガイドライン、モデル保安業務規程について、基本的に御了承いただいて、御意見を踏まえて必要な修正をいたしますけれども、倉渕座長とも御相談をしまして、6月17日の親委員会のガス安全小委員会に報告し、お諮りをしたいと思っております。また、6月17日のガス安全小委員会では、熊本地震の振り返りを少し小委員会の観点からもしていただく予定にしております。どうもありがとうございました。

○倉渕座長 ありがとうございます。それでは、事務局から今後の進め方について説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 ありがとうございます。今後の進め方につきましては、三木審議官から話がありましたように6月17日のガス安全小委員会で、必要な修正の上、御審議いただく予定にしております。

本日の議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上に公開したいと考えております。また、議事録につきましては、委員の皆様にお確認いただいた上で公開することを予定しております。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○倉渕座長 それでは、これまで委員の皆様には活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

——了——